

○建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第三十六条第二号の規定に基づき国土交通大臣が定める者を定める件

(平成二十八年二月二十九日)

(国土交通省告示第四百三十一号)

改正 平成二八年一二月二一日国土交通省告示第一四三三号

令和 五年 九月二五日同 第 九七二号

同 六年 六月二八日同 第 九七五号

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則(平成二十八年国土交通省令第五号)第十二条第二号の規定に基づき、国土交通大臣が定める者を次のように定める。

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第三十六条第二号の規定に基づき国土交通大臣が定める者を定める件

(令五国交告九七二・令六国交告九七五・改称)

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則(平成二十八年国土交通省令第五号)第三十六条第二号の国土交通大臣が定める者は、同条第一号の表の建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第三条第一項各号に掲げる建築物の項の下欄に掲げる者のいずれかに該当する者であり、かつ、同号に規定する登録適合性判定員講習と同等以上の内容を有すると国土交通大臣が認める講習(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成二十七年法律第五十三号)附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日前に行われたものに限る。)を修了した者とする。

附 則

この告示は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。

(施行の日＝平成二九年四月一日)

附 則 (平成二八年一二月二一日国土交通省告示第一四三三号)

この告示は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則 (令和五年九月二五日国土交通省告示第九七二号)

この告示は、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日(令和六年四月一日)から施行する。

附 則 (令和六年六月二八日国土交通省告示第九七五号)

この告示は、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する

る法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和七年四月一日）から施行する。ただし第八条及び第十条の規定は、公布の日から施行する。